

平成 27 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 USEN
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 村 公 正
 (JASDAQ・コード番号: 4842)
 問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 CF0 馬 淵 将 平
 電 話 番 号 (03-6823-7015)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 28 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を、平成 27 年 11 月 27 日開催予定の第 51 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社グループの今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、予め当社定款第 2 条 (目的) に事業目的を追加するものであります。
 - ・今後更なるインバウンド関連事業を検討していくにあたり、事業目的に(61)～(63)の内容を追加
 - ・今後の事業展開を踏まえ、事業目的に(64)及び(65)の内容を追加
 - ・2016年4月の電力の全面自由化に向けて、新しい付加価値サービスの検討を行うにあたり、事業目的に(66)の内容を追加
- (2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更され、非業務執行取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結できることとなったため、第27条第2項及び第34条第2項に所要の変更を行うものであります。
 なお、変更案第27条第2項の提出につきましては、予め各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(60) (条文省略) (新 設) (61) (条文省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり) (1)～(60) (現行どおり) (61) <u>旅館業</u> (62) <u>酒類販売業</u> (63) <u>煙草、切手、食料品、飲料品、化粧品、日用雑貨品その他物品の販売</u> (64) <u>古物売買業</u> (65) <u>産業廃棄物処理業</u> (66) <u>電力小売り事業</u> (67) (現行どおり)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第34条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第34条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 11 月 27 日 (金曜日)
平成 27 年 11 月 27 日 (金曜日)

以上